
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 9 号
令和 7 年 3 月 17 日

那覇市監査委員	上	地	英	之
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	中	村	圭	介

令和 6 年度後期定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づき実施した令和 6 年度後期定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 度
後 期 定 期 監 査 報 告 書

令和 7 年 3 月
那 覇 市 監 査 委 員

令和 6 年度後期定期監査報告書

第 1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和 2 年監査委員告示第 1 号）

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第 3 監査の対象

1 対象範囲

令和 5 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1) 総務部

総務課、秘書広報課、平和交流・男女参画課、人事課、管財課、法制契約課、防災危機管理課

(2) 企画財務部

企画調整課、財政課、情報政策課、納税課、市民税課、資産税課

(3) 都市みらい部

都市計画課、道路建設課、道路管理課、公園建設課、公園管理課

(4) まちなみ共創部

技術総務課、まちなみ整備課、建築工事課、市営住宅課、建築指導課

第 4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第 3 編第 3 章第 1 節の財務事務監査の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 調定の時期及び手続は適正か。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(4) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

(1) 入札契約方式の選択は適切に行われているか。

(2) 随意契約による場合、その理由は適正か。

- (3) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か
- (4) 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。

第5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和6年10月18日から令和7年2月28日まで
- 2 主な日程
 - (1)実施通知日：10月18日(金)
 - (2)予備監査：12月13日(金)～12月24日(火)
 - (3)監査委員監査：令和7年1月29日(水)～31日(金)
 - (4)監査委員協議：2月14日(金)、25日(火)
 - ①監査の結果に関する報告協議
：2月28日(金)
 - ②監査の結果に関する報告の決定
- 3 実施場所
対象部署、監査会議室（本庁舎12階）

第7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていたが、「1 指摘事項等」に後述するとおり、一部に是正又は改善を要する事項等があり、昨年度以前に指摘している事項についても、継続して是正又は改善を要する事項等があった。
なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

区 分(*注1) 部局・課名	指摘事項等の内容別件数(*注2)		
	指摘事項	要望事項	合 計
総務部	25	1	26
総務課	－	－	－
秘書広報課	1	－	1
平和交流・男女参画課	22	－	22
人事課	－	1	1
管財課	1	－	1
法制契約課	－	－	－
防災危機管理課	1	－	1
企画財務部	3	1	4
企画調整課	－	－	－
財政課	1	1	2
情報政策課	－	－	－
納税課	1	－	1
市民税課	1	－	1
資産税課	－	－	－
都市みらい部	6	1	7
都市計画課	－	－	－
道路建設課	－	－	－
道路管理課	5	－	5
公園建設課	－	－	－
公園管理課	1	1	2
まちなみ共創部	37	－	37
技術総務課	－	－	－
まちなみ整備課	8	－	8
建築工事課	－	－	－
市営住宅課	29	－	29
建築指導課	－	－	－
合 計	71	3	74

(*注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項：是正又は改善を要するもの。

(2) 要望事項：指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの。

(*注2) 内容別件数には、次の(2)共通の指摘事項等の件数を含む。

(2) 共通の指摘事項等

ア 歳入調定遅れについて（指摘事項） 37件

次の課の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっているものがあった。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【まちなみ共創部】まちなみ整備課（8件）、市営住宅課（29件）

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項） 25件

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、失念等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあった。

同規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【総務部】平和交流・男女参画課（21件）

【都市みらい部】道路管理課（4件）

ウ 契約期間を遡及させる契約について（指摘事項） 3件

次の課の契約については、契約事務の遅れ等により契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約や履行を追認する旨の条項を設けている契約があった。

地方自治法第234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約期間の始期までに契約を成立させられるよう行われたい。

【総務部】管財課（1件）

【企画財務部】納税課（1件）、市民税課（1件）

(3) 各部署の指摘事項等

【総務部】

○ 秘書広報課

ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（指摘事項）

交際費（供花代）の資金前渡の精算事務については、失念により精算事務の遅れが生じている。

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第 57 条第 1 項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 平和交流・男女参画課

ア 1 者見積による随意契約について（指摘事項）

ともかぜ振興会館警備業務委託は、当該会館の管理運営が指定管理者から本市の直営になることに伴い、指定管理者が長期契約を締結した業者と引き続き契約するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」を適用し、随意契約を締結しているが、当該業者 1 者のみからしか見積書を徴取していない。

那覇市契約規則第 23 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 人事課

ア 那覇市退職手当基金について（要望事項）

那覇市退職手当基金は、いわゆる団塊の世代の退職による退職手当の増大に対応するために、平成 7 年度に設置されたものである。

当該基金については、平成 25 年度以降、退職手当への充当は行われていない。

当該基金の当初の目的は達成していると思われることから、当該基金について、廃止等も含め検討されたい。

○ 防災危機管理課

ア 契約書作成の省略について（指摘事項）

那覇市防災行政無線基地局アンテナ等修繕契約については、那覇市契約規則第 28 条の契約書の作成を省略できる旨の規定に該当しないにもかかわらず

ならず、契約書の作成が省略されている。

同規則第26条第1項において、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない旨を定めており、契約書の作成を省略することができる場合については、同規則第28条に規定されている。

契約の締結に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【企画財務部】

○ 財政課

ア 特別会計繰入金の予算計上の誤りについて（指摘事項）

特別会計繰入金については、特別会計における繰出金と同額の予算を計上すべきところ、市街地再開発事業特別会計及び土地地区画整理事業特別会計については、同額となっていなかった。

地方財政法第3条第2項は、地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、これを予算に計上しなければならない旨定めている。

特別会計繰入金の予算計上に当たっては、特別会計における一般会計繰出金を確認のうえ、適正な事務処理を行われたい。

イ 一時借入金利子の予算執行について（要望事項）

公債費（一般会計一時借入金利子）は、予算現額 3,000,000 円に対し、執行済額 243 円（執行率 0.01%）となっており、多額の不用額が生じている。

那覇市予算決算規則第10条第1項は、「部長は、予算の議決後に生じた理由により既定の予算を変更する必要があるときは、歳入補正予算見積書及び歳出補正予算見積書を企画財務部長に提出しなければならない。」と規定している。

一時借入金利子の予算執行に当たっては、関係部署へ一時借入金の見込みを確認のうえ利子の執行見込額を見積り、必要に応じ減額補正を行う等により多額の不用額が生じることのないよう努められたい。

【都市みらい部】

○ 道路管理課

ア 予算の目的外使用について（指摘事項）

令和5年度に繰り越した令和4年度泉崎北線（泉崎橋）修繕工事に係る経費に不足が生じたため、現年度の項が異なる歳出科目の予算から不足分を支出している。

地方自治法第216条において「歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない

い。」とされている。

当該修繕工事予算の不足分については、同一項内の予算からの流用または予備費の充用等により予算措置すべきところ、項が異なる予算を安易に充てており適正な予算執行ではない。

予算の執行に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われない。

○ 公園管理課

ア 廃棄物処理業務委託の契約書作成の省略について（指摘事項）

令和５年度都市公園産業廃棄物処理業務委託（その２）については、随意契約にすることができる場合の限度額内であることから、那覇市契約規則第28条第１項第１号を適用し、契約書を省略している。

当該業務委託は、同条第１項のただし書きにおいて、廃棄物の処分及び清掃に関する法律施行令第６条の２第４号の規定により契約書の作成等が義務付けられている契約に該当する。

産業廃棄物の運搬、処分に係る委託契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正に行われたい。

イ 緊急の必要による随意契約の締結について（要望事項）

令和５年度新都心公園外９公園樹木撤去剪定業務については、台風の被害を受けた市内１０公園の樹木の撤去及び処分等のため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号を適用し、緊急の必要により競争入札に付すことができないと判断し契約を締結している。また危険性の除去を早急に行う必要があったことから、着手日（令和５年８月１１日）から遅れての契約を締結（令和５年９月７日）し、契約書には履行を追認する旨の条項を設けた契約となっている。

地方自治法第２３４条においては、契約書に署名押印しなければ契約は確定しないとされている。

緊急性や迅速性の観点から、やむを得ないものと認められる場合もあるものの、契約締結までの間、発注者と契約相手とは口頭による合意のもと委託業務を実施しており、危険負担等について書面による取り交わしがない状態が継続することから、速やかに契約を締結する必要があった。

緊急の必要による随意契約に当たっても、可及的速やかに契約締結するよう努められたい。

２ その他

(1) 監査における指摘事項等の再発防止に向けた取組について

昨年度以前に指摘している事項について、継続して是正又は改善を要する事項等があり、多くの部局で同種の指摘が繰り返されている。

多くの部局で同種の指摘が繰り返されている事項については、指摘された課がそれぞれ個別に監査の結果に伴う措置を講ずるに止まらず、市

として、その再発防止のために、内部統制制度の基本的な枠組みを踏まえた、本市独自の那覇市行政サービス品質管理システムの活用など必要な対応を検討されたい。

(2) 特別職の登退庁の費用の支出について

本市においては、特別職に対する通勤手当の支給に関する条例の定めはないが、一部特別職の登退庁の費用を支出している。

地方自治法第204条は、第1項において、普通地方公共団体は、特別職等に対して、「給料及び旅費を支給しなければならない。」と定める一方で、第2項においては、「条例で・・・、通勤手当・・・を支給することができる。」と定めており、第3項においては、「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と定めている。また、同法第204条の2は、普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを特別職等に支給することはできない旨定めている。そして、かかる地方自治法の規定を踏まえ、沖縄県等多くの都府県や過半数の中核市が、条例で特別職に対する通勤手当の支給を定めており、特別職の登退庁の費用について、条例に基づく通勤手当の支給という形で支出している。

特別職の登退庁の費用の支出については、地方自治法第204条及び同法第204条の2の趣旨に照らし、民主的コントロールのもとで透明性と公正性を確保するという観点から、条例の制定等を含めて検討することが望ましい。

(3) 随意契約に係る適用条項の適正化について

地方自治体が締結する契約を随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号で規定されている。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であることを十分に認識し、契約ごとの内容、性質、目的等のほか、公平性、経済性、緊急性等を総合的に検証し、判断することが求められるものである。

今回の後期定期監査において、その適用する根拠規定及びその理由について、客観的・総合的な判断が十分に行われないうまま、特に同条項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）を安易に適用した随意契約が散見された。

随意契約の事務手続きについては、「那覇市随意契約ガイドライン」（令和6年4月：総務部法制契約課）が定められており、随意契約に当たっては、同ガイドライン等を踏まえ、適用する根拠規定及びその理由について慎重な判断を行う等適正な事務処理に努められたい。

(4) 基金の運用方法について

基金の運用方法については、令和5年度後期定期監査において、関係法令に基づき、安全確実性のみならず、支払準備性や有利性を勘案して、より効率的かつ効果的な運用を図られたい旨意見したところである。

今回の監査対象部署である企画財務部財政課が所管する那覇市減債

基金を確認したところ、令和４年度から令和５年度にかけて３億円の債券（地方公共団体金融機構債券等、金利1.110%～1.433%）を購入している。

超長期国債の金利が上昇しているタイミングで債券購入を進め、大きな利子収入を得ることは、基金の効率的・効果的な運用を図ることにつながるものであり、この取組みを評価するものである。

引き続き当該基金のみならず、他の基金へ拡充することでより効率的かつ効果的な基金の運用に期待したい。